

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（平成28年法律第13号による改正前の法律。以下「法」という。）145条1項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）65条の規定に基づく自動車税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都都税総合事務センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年5月1日付けでした自家用自動車（登録番号：〇〇、内燃機関の燃料：ガソリン、総排気量：1.59リットル。以下「本件自動車」という。）に係る平成30年度自動車税賦課処分（税額45,400円、納期限平成30年5月31日。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、本件処分の取消しを求めている。

本件自動車は登録から13年を超えているため環境負荷の高い車両として15%重課されているところ、環境負荷とは何なのかそもそも定義されていない。重課の根拠となる具体的な負荷物質を明らかにせ

よ。登録から13年を経過すると重課されるので環境負荷が一気に高まると思料されるがその根拠を提示されたい。また、同じ13年経過でも小型・普通乗用と貨物・大型乗用では環境負荷が異なるのはなぜか、併せて説明されたい。加えて、本件自動車は同排気量の他用途車（営業用の乗用や貨物など）に比べ税率が著しく高額で大変不公平である。環境負荷を税率の根拠とするなら車両の生産から廃棄までの間でどの程度のエネルギーを使用するかをアセスメントし加えて燃料の使用量を加味しなければ論理的とはいえないし、電動車両やハイブリッド車は重課されないのも整合性がない。このような論理や整合性のない根拠から処分庁は課税権を濫用し、いたずらに重い課税処分を行っており、承服しかねる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月17日	諮問
平成30年12月11日	審議（第28回第4部会）
平成31年1月22日	審議（第29回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 自動車税は、自動車に対し、賦課期日（4月1日）現在の所有者

に課するとされ、その税率は、総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下の自家用の乗用車については、年額39,500円とされている（法145条1項、147条1項1号ロ(3)、148条、条例65条、67条1項1号ロ(3)、68条）。

(2) ただし、上記自家用自動車のうち、平成18年3月31日までに新規登録を受けたガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車については、新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税は、45,400円とすることとされている（法附則12条の3第1項1号、条例附則7条1項1号）。

2 これを本件についてみると、本件自動車は、平成4年8月に新規登録された、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる総排気量1.59リットルの自家用乗用車であるが（登録事項等証明書）、本件自動車に係る自動車税の税率は、平成30年度分の賦課処分に当たっては、当該年度が新規登録を受けた日（平成4年8月）から起算して14年を経過した日の属する年度以後に当たることから、税額が39,500円に15%相当の重課を加えた45,400円とされたものである。

そうすると、本件処分に係る税額は、前記1の法令の規定に則ったものであり、本件処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件処分や本件処分に係る法令について、登録から13年を経過すると環境負荷が一気に高まるとする根拠を提示されたい、具体的な負荷物質を明らかにせよ、同じ13年経過でも小型・普通乗用と貨物・大型乗用では環境負荷が異なるのはなぜか、本件自動車は同排気量の他用途車（営業用の乗用や貨物など）に比べ税率が著しく高額で大変不公平である、環境負荷を税率の根拠とするなら車両の生産から廃棄までの間でどの程度エネルギーを使用するか

アセスメントし加えて燃料の使用量を加味しなければ論理的とはいえない、電動車両やハイブリッド車は重課されないのも整合性がない、このような論理や整合性のない課税は処分庁による課税権の濫用である等るる主張する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って賦課処分を行うべきものであり、個々の法令の規定が立法目的に照らして合理的かどうかを評価してこれを適用する可否かを決定する権限はない。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令をはじめ制度そのものに対する不服を理由として、法令に適合した処分を取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美